

# 運転免許制度の概要

## 1 自動車等の種類

自動車の種類	車両総重量	最大積載量	乗車定員
大型自動車	11 t 以上	6.5 t 以上	30人以上
中型自動車	7.5 t 以上 11 t 未満	4.5 t 以上 6.5 t 未満	11人以上 29人以下 (30人未満)
準中型自動車	3.5 t 以上 7.5 t 未満	2 t 以上 4.5 t 未満	10人以下 (11人未満)
普通自動車	3.5 t 未満	2 t 未満	
大型特殊自動車	カタピラを有する自動車等の特殊自動車 <small>で</small> 小型特殊自動車 <small>以外</small> のもの		
大型自動二輪車	総排気量400ccを超える二輪車（側車付含む。）で、大型特殊自動車、小型特殊自動車 <small>以外</small> のもの		
普通自動二輪車	二輪車（側車付含む。）で大型自動二輪車、大型特殊自動車、小型特殊自動車 <small>以外</small> のもの		
小型特殊自動車	特殊自動車 <small>で</small> 15k/hを超える速度を出せない構造長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2m以下（ヘッドガード等装着車でヘッドガードを除いた部分の高さ2m以下 <small>のものは、2.8m以下</small> ）		
原動機付自転車	内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等 <small>以外</small> のもの（原動機付自転車の総排気量等の大きさ～一部抜粋） 二輪のものでは、総排気量50cc以下または定格出力0.60キロワット以下		

## 2 運転免許の種類

運転免許の区分	運転免許の種類
第一種運転免許	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許、小型特殊免許、原付免許、牽引免許（10種類）
第二種運転免許	大型二種免許、中型二種免許、普通二種免許、大型特殊二種免許、牽引二種免許（5種類）
仮運転免許	大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許、普通仮免許（4種類）

## 3 運転免許と運転することができる自動車の種類

運転免許の種類	運転することができる自動車の種類		
	車両総重量	最大積載量	乗車定員
大型二種免許	11 t 以上	6.5 t 以上	30人以上
大型免許			
中型二種免許	7.5 t 以上 11 t 未満	4.5 t 以上 6.5 t 未満	11人以上 29人以下 (30人未満)
中型免許			
中型二種免許 (8 t 限定免許)	8 t 未満	5 t 未満	10人以下 (11人未満)
中型免許			
準中型免許	3.5 t 以上 7.5 t 未満	2 t 以上 4.5 t 未満	
中型二種免許 (5 t 限定免許)	5 t 未満	3 t 未満	
準中型免許			
普通免許	3.5 t 未満	2 t 未満	